

Flash Report

2011年4月18日発行

ファンド決算のご報告

受益者のみなさまへ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記ファンドは2011年4月18日に決算を行いました。つきましては、収益分配金について以下のとおりご報告申し上げます。

| | 決算期 | 決算日 | 収益分配金 |
|--|-----|-------|-------|
| ラッセル 日本株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) | 第8期 | 4月18日 | 0円 |
| ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) | 第6期 | 4月18日 | 0円 |

今期は収益の分配を行わないことといたしました。分配金に充当しなかった収益につきましては、信託財産内に留保し、その全額をファンドの運用の基本方針に基づいて引き続き運用いたします。

弊社では、引き続きみなさまのご期待に添う運用成果をあげるべく努力してまいり所存でございます。今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上

◎ **主な投資リスク** ※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

以下は各ファンド(ラッセル 日本株式マルチ・マネージャー・ファンド(確定拠出年金向け)およびラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド(確定拠出年金向け)。以下同じ。)の基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは以下に限定されるものではありません。

| ラッセル 日本株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) | ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) |
|---|---|
| <p>1. 株価変動リスク 株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。</p> <p>2. 株式の発行会社の信用リスク 株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。</p> <p>3. 流動性リスク 当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで換金代金の手当てを行います。組入株式の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。</p> | <p>1. 株価変動リスク 株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。</p> <p>2. 株式の発行会社の信用リスク 株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。</p> <p>3. 為替変動リスク 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。</p> <p>4. カントリーリスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。</p> <p>5. 流動性リスク 当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで換金代金の手当てを行います。組入株式の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。</p> |

◎ ご留意いただきたい事項

当資料はラッセル・インベストメント株式会社が各ファンドの収益分配金に関する情報の提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。購入のお申込みにあたっては、必ず投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社でお受取りになり、内容をご確認の上、ご自身でご判断下さい。

1. 各ファンドは、株式等値動きのある有価証券を実質的な投資対象としますので、組入株式等の価格の下落ならびにそれらの発行会社の倒産または財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え外貨建資産を保有する場合、外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落し損失を被ることがあります。したがって、投資元金が保証されているものではありません。投資した資産の価値の減少を含むリスクは投資者のみなさまが負います。
2. 各ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、各ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等を伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、各ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
3. 金融商品取引所等における取引の停止、その他合理的な事情等があると委託会社が判断したときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
4. 信託約款で定められた信託期間中であっても、信託契約の一部解約等の影響により、純資産総額が小さくなった場合等には期日を繰り上げて償還することがあります。
5. 投資信託は、預金、保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
6. 金融商品取引業者(従来の証券会社)以外の登録金融機関で投資信託をご購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
7. 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。
8. 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
9. 当資料は、当社が信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、その情報の正確性や完全性についてこれを保証するものではありません。
10. 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

● **お申込みメモ** ※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

| | ラッセル 日本株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) | ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) |
|---------|--|---|
| 投資者の制限 | 原則として、投資者は「確定拠出年金法」に規定される加入者等の運用の指図に基づいて購入申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。 | |
| 購入単位 | 1円以上1円単位 | |
| 購入価額 | 購入申込受付日の基準価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金単位 | 1口単位。ただし、販売会社によって異なる場合があります。 | |
| 換金価額 | 換金申込受付日の基準価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 申込締切時間 | 午後3時までで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 | |
| 申込受付中止日 | ありません。 | ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所のいずれかの休業日 |
| 信託期間 | 無期限(2004年1月30日設定) ※各ファンドともに、純資産総額が10億円を下回ることとなった場合等には、繰上償還となる場合があります。 | 無期限(2005年8月31日設定) |
| 決算日 | 毎年4月18日(休業日の場合は翌営業日) | |
| 収益分配 | 年1回の決算時に分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配の有無および分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。原則として、分配金は無手数料で自動的に再投資されます。 | |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 | |

● **ファンドの費用について** ※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

<投資者が直接的に負担する費用>

| | ラッセル 日本株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) | ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) |
|---------|--|--|
| 購入時手数料 | ありません。 | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | |

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

| | ラッセル 日本株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) | ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) |
|------------------|--|---|
| 運用管理費用 (信託報酬) | 当ファンドの日々の純資産総額に年率1.6275%(税抜1.55%)を乗じて得た額とします。 ※各ファンドはファミリーファンド方式で運用します。各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドでは、外部委託先運用会社に運用委託をしており、その費用は上記信託報酬に含まれております。 ※税法が改正された場合は、消費税等相当額が変更になることがあります。 | 当ファンドの日々の純資産総額に年率1.5225%(税抜1.45%)を乗じて得た額とします。 |
| その他の費用・手数料 | 組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 | |

※ファンドの費用(手数料等)の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

Copyright© 2011. Russell Investments. All rights reserved

当資料中「ラッセル・インベストメント グループ」、「ラッセル・インベストメント」および「ラッセル」は、フランク・ラッセル・カンパニーおよびその子会社等の総称です。

ラッセルによる事前の書面による許可がない限り、資料の全部又は一部の複製、転用、配布はいかなる形式においてもご遠慮下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第196号

加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

TEL:0120-055-887(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ: <http://www.russell.com/jpin>